

第3次多摩市みどりと環境基本計画（素案） 概要

第1章 計画の基本事項

- **計画の目的**
 - 現在及び将来にわたって市民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする良好な環境の確保
 - 環境の保全、回復及び創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進
- **計画の期間**
 - 21世紀半ば（令和32〔2050〕年度）を展望
 - 令和6（2024）～15（2033）年度までの10年間
- **計画の推進主体**
 - 多摩市内で生活する人（市民）
 - 活動する人（事業者、市民団体等）
 - 行政（市）
- **協働による進行管理**
 - 施策を効果的に実現していくために、PDCAサイクルを活用し、市民協働のものとで計画の進行管理を行う

第3章 計画の理念と目標

■ **計画の基本理念、めざす環境像**

- 環境基本条例（第3条）に基づく計画の基本理念、めざす環境像を掲げる

■ **長期目標**

- 令和32（2050）年度における多摩市の環境・社会のイメージを表すもの
- 市民・事業者・市に共通する目標

■ **短期目標**

- 長期目標の実現に向けて、市民・事業者・市の協働により、令和15（2033）年度に達成をめざす目標

■ **管理指標**

- 短期目標の達成度や施策の進捗状況を管理するための“ものさし”…環境指標、市民・事業者活動指標、行政活動指標

循環・調和・共生のまち みんなで創る多摩
 —和と環と輪のまちづくり—
 和のまちづくり（調和）／環のまちづくり（循環）／輪のまちづくり（共生・協働）

自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
持続可能なみどりの保全	安全・健康で快適な生活環境の実現	持続可能で地球にやさしいライフスタイルを取り入れた社会の実現	環境共生都市を支える市民協働の実現
自然と暮らしが調和した多摩のみどりづくり ◆ みどりと水のネットワークの回復・形成 ◆ 生物多様性にも配慮した暮らしの実践 ◆ 持続可能なみどりの管理手法の確立	安全・健康で快適な生活環境の保持 ◆ 生活環境の保持 ◆ 気候変動の影響への適応強化	カーボンハーフの達成に向けた行動の実践 ◆ カーボンハーフ ◆ 資源循環	意識と行動の変革につながるムーブメント ◆ ムーブメントの醸成 ◆ 連携・協働して取り組む体制の構築

第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組<横糸>

■ **多摩市の環境を取り巻く危機**

気候危機 → 生物多様性の損失 → 自然環境への悪影響 → 生物多様性の危機

気候非常事態宣言（危機感の共有）

■ **重点戦略（5つの着眼点）**

- 多摩市の環境を取り巻く危機に備え、克服するために、地域の課題解決やまちの価値創造にも貢献する取組みに力を入れていくための着眼点

■ **分野横断的取組**

- 上記着眼点に沿って、市民・事業者・市が協働し、分野横断で取り組むべき内容

【前提】① 全市民の意識の共有と協力、継続的な関わりによりライフスタイルの変革を促す
 ② 「ポジティブ」な視点で、地域課題を解決し新たな価値を創造する

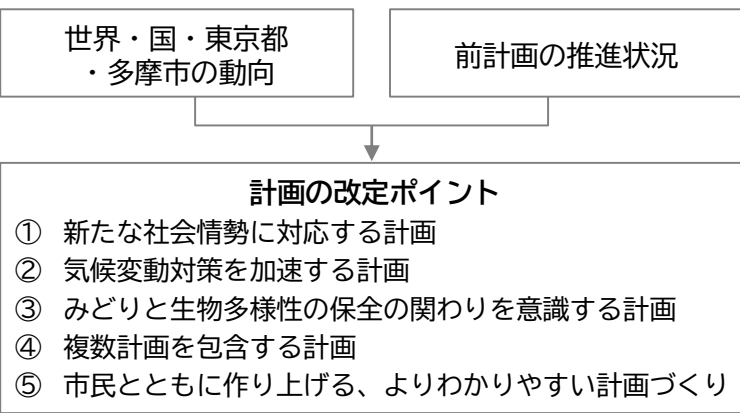
5つの着眼点

- 気候変動対策を通じた安全安心で持続可能なまちづくり
- みどりの機能を生かすまちづくり
- 地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり
- 多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり
- 各分野の活動を支える新たな市民協働の体制づくり

分野横断的取組（【1-1】～【5-1】の13個）※市の取組み36個

・気候市民会議の提案を反映
 ・総合計画の実現とSDGへの貢献

第2章 計画の背景



第5章 分野別の取組み<縦糸>

■ **取組方針**

- 短期目標の達成に向けて、各分野で市民・事業者・市の役割において取り組んでいくための方針

■ **取組項目**

- 市民・事業者・市が取り組むべき内容

	自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野			
自然環境分野	A：生物多様性の保全 B：みどりの保全・確保 C：みどりの利活用	生活環境分野	D：健康的で安全安心な暮らしの保持 E：美しく快適なまちの保持 F：気候変動への適応	地球環境分野	G：省エネルギーの推進 H：再生可能エネルギーの利用拡大 I：資源循環の推進	環境活動分野	J：環境教育・環境学習の充実 K：市民協働による環境活動の促進

取組項目（A1～K1の36個）※市の取組み73個

含まれる計画	みどりの基本計画	○				○
	生物多様性地域戦略	○				○
	地球温暖化対策実行計画（区域施策編）			○		○
	地域気候変動適応計画		○			○

第3次多摩市みどりと環境基本計画（素案）

分野横断的取組、取組項目

重点戦略（5つの着眼点）【1】～【5】、分野横断的取組【1-1】～【5-1】（第4章 目標達成に向けた重点戦略と分野横断的取組）

着眼点	分野横断的取組	取組み効果を波及させる分野			
		自然環境	生活環境	地球環境	環境活動
【1】気候変動対策を通じた安全安心で持続可能なまちづくり	【1-1】住宅・建築物の脱炭素化		○	○	○
	【1-2】再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消			○	○
	【1-3】移動・交通の脱炭素化		○	○	○
	【1-4】気候変動の影響への適応力強化		○	○	○
【2】みどりの機能を生かすまちづくり	【2-1】グリーンインフラを活用するまちづくり	○	○	○	○
	【2-2】協働による生物多様性の保全のための活動の促進	○			○
	【2-3】ワンヘルスの考え方による生物多様性の理解	○	○		
【3】地域の資源を生かし、持続可能な資源利用を実現するまちづくり	【3-1】資源循環型の生活の普及	○		○	○
	【3-2】マイクロプラスチック対策の推進	○	○	○	○
	【3-3】食の地産地消の普及	○		○	
【4】多様な価値観・ライフスタイルの中で環境配慮を促すまちづくり	【4-1】脱炭素ライフスタイルについての情報発信			○	○
	【4-2】幅広い市民にわかりやすく、関心を持ってもらえる情報発信			○	○
【5】各分野の活動を支える新たな市民協働の体制づくり	【5-1】市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり	○	○	○	○

分野横断的取組の実践が各分野の取組みを強化

取組方針 A～K、取組項目 A1～K（第5章 分野別の取組み）

自然環境分野	生活環境分野	地球環境分野	環境活動分野
A：生物多様性の保全 A1：まとまり・つながりのあるみどりの確保<拡充> A2：生物多様性に関する情報の発信<新規> A3：生物多様性の保全<拡充> A4：生物多様性に配慮した暮らし・事業活動への転換<新規> A5：水環境の維持・保全 A6：文化財等の保全と活用	D：健康的で安全安心な暮らしの保持 D1：公害の発生防止 D2：化学物質等の把握・情報提供<新規> D3：その他の問題への対応 E：美しく快適なまちの保持 E1：まちの美化対策 E2：違法駐車・放置自転車対策 E3：街なみ景観の保全 F：気候変動への適応<新規> F1：気候変動による自然災害への対策の推進<新規> F2：暑さ対策、熱中症対策等の推進<新規> F3：その他の適応策の推進<新規>	G：省エネルギーの推進 G1：家庭・事業所での省エネルギー行動の実践・推進 G2：省エネルギー型の設備や機器の導入<拡充> H：再生可能エネルギーの利用拡大 H1：再エネの利用拡大とエネルギーの地産地消<新規> I：資源循環の推進 I1：ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進 I2：ごみの適正処理に向けた分別の徹底 I3：食品ごみの削減<新規> I4：プラスチックの削減<新規>	J：環境教育・環境学習の充実 J1：地域と連携し楽しみながら行う環境教育の推進<拡充> J2：環境情報の提供 K：市民協働による環境活動の促進 K1：市民・民間事業者など多様な主体が協働して取り組んでいくための体制づくり<新規>
B：みどりの保全・確保 B1：安全安心とみどりの保全との調和 B2：公共の緑地・みどりの適正な維持管理・更新 B3：持続可能なみどりの管理運営手法の検討、構築<新規> B4：民有地のみどりの保全 B5：生産緑地地区の保全・活用<拡充>			
C：みどりの利活用 C1：公園のストック効果の向上<新規> C2：多様な担い手の拡充・拠点体制づくりの強化<新規> C3：公園の利活用の推進<新規> C4：身近な緑化の推進 C5：周辺自治体との広域連携でのみどりの保全・活用の推進 C6：みどりのリサイクルの推進			

注) 上記の「分野横断的取組」及び「取組項目」は、「多摩市気候市民会議 脱炭素に向けた市民からの提案」（令和5〔2023〕年8月）による市民提案（136項目）を受けて、市民・事業者・市の取組内容を設定